

# 選挙管理委員会次第

期日 令和4(2022)年9月1日(木)  
午後3時から  
場所 みよし市役所 政策審議会室

## 1 挨拶

## 2 議題

- (1) 選挙管理委員会委員長の選挙について・・・ P1～7
- (2) 選挙人名簿定時登録(令和4(2022)年9月)について
  - ア 定時登録資格要件・・・ P8
  - イ 選挙人名簿登録数(9月定時登録)・・・ P9～12
  - ウ 在外選挙人名簿登録者数・・・ P13～14
  - エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示・・・ P15
  - オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示・・・ P16

## 3 その他

みよし市選挙管理委員会名簿

職名	氏名	フリガナ	住所	備考
委員	深谷重穂	フカヤ シゲホ	みよし市明知町宮前	
委員	鈴木武久	スズキ タケヒサ	みよし市福谷町西荒井	
委員	三井 哲	ミツイ サトシ	みよし市三好丘あおば一丁目	
委員	鈴木文生	スズキ フミオ	みよし市黒笹町伊保道	
補充員	柘植久明	ツグノ ヒサトシ	みよし市西一色町中	順位2
補充員	竹内國夫	タケウチ クニオ	みよし市打越町東屋敷	順位3
補充員	永田猛史	ナガタ マサシ	みよし市三好丘旭二丁目	順位4

## ○地方自治法（抜粋）

（昭和22年法律第67号）

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

3 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

4 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

5 委員又は補充員は、それぞれその中の2人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。

6 第1項又は第2項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第3項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

7 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

8 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充員の任期は、委員の任期による。

4 委員及び補充員は、その選挙に関し第118条第5項の規定による裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第184条 選挙管理委員は、選挙権を有しなくなつたとき、第180条の5第6項の規定に該当するとき又は第182条第4項に規定する者に該当するときは、その職を失う。その選挙権の有無又は第180条の5第6項の規定に該当するかどうかは、選挙管理委員が公職選挙法第11条若しくは同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当するため選挙権を有しない場合を除くほか、選挙管理委員会がこれを決定する。

2 第142条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第184条の2 普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は選挙管理委員に職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

2 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

第185条 選挙管理委員会の委員長が退職しようとするときは、当該選挙管理委員会の承認を得なければならない。

2 委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。

第185条の2 選挙管理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第186条 選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

第188条 選挙管理委員会は、委員長がこれを招集する。委員から委員会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

第189条 選挙管理委員会は、3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 前項の規定により委員の数が減少して第1項の数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に関係のないものを以て第182条第3項の順序により、臨時にこれに充てなければならない。委員の事故に因り委員の数が第1項の数に達しないときも、また、同様とする。

第190条 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第191条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。

2 書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。

3 書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第180条の3の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。

第192条 選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表する。

第193条 第141条第1項及び第166条第1項の規定は選挙管理委員について、第153条第1項、第154条及び第159条の規定は選挙管理委員会の委員長について、第172条第2項及び第4項の規定は選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員について、それぞれ準用する。

第194条 この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、選挙管理委員会に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

## ○みよし市選挙管理委員会規程（抜粋）

（平成19年三好町選挙管理委員会規程第1号）

（趣旨）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第194条の規定に基づき、みよし市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の適正な運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員長の選挙）

第2条 委員長の選挙は、無記名投票によって行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。この場合において、得票の数が同じであるときは、くじでこれを定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙について、指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、被指名人をもって委員長と定めるかどうかを委員会にはかり、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

3 委員会は、委員長が選挙されたときは、その住所及び氏名を告示するものとする。

（委員長の任期）

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員会は、委員長が欠けたときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示し、かつ、法第187条第1項の規定による選挙を行なわなければならない。

（委員長代理の指定）

第4条 委員長は、法第187条第3項の規定により、委員長の職務を代理する委員（以下「委員長代理委員」という。）をあらかじめ指定しなければならない。

2 委員長は、前項の指定をしたときは、その旨並びにその者の住所及び氏名を告示するものとする。

（委員長の職務執行）

第5条 法第182条第1項の規定による委員の選挙があった後委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員が臨時に委員長の職務を行なう。

（退職）

第6条 委員長は、法第185条第1項の規定により退職しようとするときは、理由を付した文書によって、委員長代理委員に申し出なければならない。

2 委員が、法第185条第2項の規定により退職しようとするときは、前項の例により委員長に申し出なければならない。

（委員及び補充員の選任の告示）

第7条 法第182条第1項及び第2項の規定により委員及び補充員の選挙が行われたときは、委員会は、直ちにその旨並びに住所及び氏名を告示するものとする。

(委員の補欠の通知)

第8条 委員長は、法第182条第3項の規定により委員を補欠したときは、直ちにその旨並びにそれにより委員となったものの住所及び氏名をその他の委員及びみよし市議会に通知しなければならない。

(所属政党等の届出)

第9条 委員は、委員となった後遅滞なくその所属する政党その他の政治団体の名称を委員長に届け出なければならない。その所属する政党その他の政治団体を変更し、又は政党その他の政治団体に新たに所属し、若しくは所属しなくなったときも、また同様とする。

(住所変更の届出)

第10条 委員は、その住所を移転したときは、直ちにその旨を委員長に届けなければならない。

(委員会の招集)

第11条 委員会の招集は、委員長が委員に対する通知によりこれを行なう。

2 前項の通知は、招集すべき日の前日までに、招集の日時及び場所並びに付議すべき議案を示した文書をもってしなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(委員会招集の請求)

第12条 委員は、法第188条後段の規定により、委員会の招集を請求しようとするときは、議案を付した文書によって請求しなければならない。

(欠席の届出等)

第13条 委員は、招集の日時に指定された場所に参集しなければならない。

2 委員は、委員会に出席することができないときは、あらかじめ理由を付して委員長にその旨を届け出なければならない。

(会議録の調製)

第14条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させ、会議に出席した委員とともにこれに押印しなければならない。

(委員会の開閉等)

第15条 前4条に規定するもののほか、委員会の開閉、議決その他委員会の議事に関しては、みよし市議会の会議の例による。

(委員長の職務)

第16条 委員長は、法令に定めるもののほか、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 委員会の議決すべき事件について議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決した事項を執行すること。
- (3) 公印及び文書の保管に関すること。
- (4) 書記その他の職員の任免、給与及び服務に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決処分)

第17条 委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、その旨を次の委員会に報告しなければならない。

(書記及び書記長)

第18条 委員会に書記その他の職員を置く。

2 委員会は、書記の中から書記長1人を任命する。

3 書記長は、委員長の命を受け、書記を指揮監督し、委員会の事務を処理する。

4 書記その他の職員は、上司の命を受け、委員会の事務に従事する。

(事務処理)

第19条 起案文書は、すべて委員長の決裁を受けなければならない。ただし、簡易な事務に関することはこの限りではない。

(公印)

第20条 委員会及び委員長の公印の用途、寸法、ひな形及び管理者は、別表のとおりとする。

2 みよし市公印規則(昭和52年三好町規則第2号)の規定は、公印の管理及び使用について準用する。

(職員の職務及び文書の処理)

第21条 この規程に定めるものを除くほか、委員会の書記の服務については、みよし市の職員の服務の例により、委員会の文書の処理については、みよし市の文書の処理の例による。

(告示の方法)

第22条 委員会及び委員長の告示は、みよし市公告式条例(昭和25年三好村条例第2号)によるものとする。

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

# 選挙人名簿定時登録（令和4（2022）年9月）について

## 定時登録資格要件

- 1 基準日及び登録日（公職選挙法第22条）  
令和4（2022）年9月1日（木）
- 2 登録要件（公職選挙法第9条）
  - (1) 国政選挙の選挙権のある者
    - ア 日本国民である者
    - イ 年齢満18年以上である者（平成16年9月2日以前の出生者）
  - (2) 住所要件（公職選挙法第21条及び第28条）
    - ア 令和4（2022）年6月1日（当該届出をした日）以前の転入者で、引き続き本市の住民である者（3か月要件）
    - イ 令和4（2022）年5月1日から令和4（2022）年8月31日までの間の転出者で3か月以上住民基本台帳に記録されていた者
    - ウ 帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民である者
- 3 抹消者（公職選挙法第11条及び第28条）
  - (1) 令和4（2022）年4月30日以前に転出した者（4か月要件）
  - (2) 前回の登録時（令和4（2022）年6月21日）において登録のあった者で、令和4（2022）年9月1日までに死亡した者
  - (3) 欠格事項に該当した者
- 4 その他（「転出者」で表示される者（公職選挙法第27条））  
令和4（2022）年5月1日以降の転出者

選挙人名簿登録者数（9月定時登録）

令和4（2022）年9月1日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	24,902 人	23,710 人	48,612 人	

（参考）前回選挙時登録（6月21日）からの増減

区分	男	女	計	備考
選挙時登録者数	24,914 人	23,760 人	48,674 人	
登録者数	440 人	329 人	769 人	
抹消者数	452 人	379 人	831 人	
転出者	412 人	338 人	750 人	
死亡者	40 人	41 人	81 人	
欠格者	0 人	0 人	0 人	
その他	0 人	0 人	0 人	
9月定時登録者数	24,902 人	23,710 人	48,612 人	
増減者数	-12 人	-50 人	-62 人	

付 表

開票区名	投票区名	内 訳		
		男	女	計
みよし市	三好	3,204	3,052	6,256
	北部	3,347	3,208	6,555
	南部	2,558	2,429	4,987
	西部	3,009	2,705	5,714
	天王	3,428	3,224	6,652
	三好丘	3,377	3,280	6,657
	緑丘	3,030	3,041	6,071
	黒笹	2,949	2,771	5,720
合 計		24,902	23,710	48,612
開票区数	1	投 票 区 数	8	

前回選挙時登録(令和4(2022)年6月21日)と

今回定時登録(令和4(2022)年9月1日現在)における選挙人名簿登録者数及び増減表

投票区	男			女			計		
	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録
三好	3,207	-3	3,204	3,051	+1	3,052	6,258	-2	6,256
北部	3,347	0	3,347	3,210	-2	3,208	6,557	-2	6,555
南部	2,549	+9	2,558	2,432	-3	2,429	4,981	+6	4,987
西部	3,004	+5	3,009	2,704	+1	2,705	5,708	+6	5,714
天王	3,434	-6	3,428	3,233	-9	3,224	6,667	-15	6,652
三好丘	3,399	-22	3,377	3,289	-9	3,280	6,688	-31	6,657
緑丘	3,054	-24	3,030	3,080	-39	3,041	6,134	-63	6,071
黒笹	2,920	+29	2,949	2,761	+10	2,771	5,681	+39	5,720
合計	24,914	-12	24,902	23,760	-50	23,710	48,674	-62	48,612

前回選挙時登録（令和4（2022）年6月21日）からの増減表

世代別	世代	内訳		男			女			計		
		男	女	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録
	18歳	429	364	433	-4	429	363	1	364	734	-3	793
	19歳	342	363	344	-2	342	373	-10	363	741	-12	705
	20歳	387	368	395	-8	387	368	0	368	806	-8	755
	21歳から25歳	1,950	1,763	1,960	-10	1,950	1,809	-46	1,763	3,649	-56	3,713
	26歳から30歳	1,862	1,563	1,864	-2	1,862	1,552	11	1,563	3,372	9	3,425
	31歳から35歳	1,850	1,606	1,849	1	1,850	1,606	0	1,606	3,432	1	3,456
	36歳から40歳	1,980	1,719	1,989	-9	1,980	1,719	0	1,719	3,702	-9	3,699
	41歳から45歳	2,082	1,807	2,096	-14	2,082	1,798	9	1,807	4,024	-5	3,889
	46歳から50歳	2,636	2,622	2,651	-15	2,636	2,676	-54	2,622	5,528	-69	5,258
	51歳から55歳	2,718	2,570	2,686	32	2,718	2,554	16	2,570	4,936	48	5,288
	56歳から60歳	2,089	1,800	2,099	-10	2,089	1,790	10	1,800	3,886	0	3,889
	61歳から65歳	1,520	1,341	1,496	24	1,520	1,341	0	1,341	2,762	24	2,861
	66歳から70歳	1,259	1,253	1,267	-8	1,259	1,230	23	1,253	2,513	15	2,512
	71歳から75歳	1,466	1,651	1,461	5	1,466	1,672	-21	1,651	3,088	-16	3,117
	76歳から80歳	1,134	1,289	1,141	-7	1,134	1,297	-8	1,289	2,483	-15	2,423
	81歳以上	1,198	1,631	1,183	15	1,198	1,612	19	1,631	2,651	34	2,829
	合計	24,902	23,710	24,914	-12	24,902	23,760	-50	23,710	48,307	-62	48,612

## 在外選挙人名簿登録者数

令和4（2022）年9月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	21 人	15 人	36 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
選挙時登録者数	22 人	16 人	38 人	
登録者数	0 人	0 人	0 人	
抹消者数	1 人	1 人	2 人	
9月定時登録者数	21 人	15 人	36 人	
増減者数	-1 人	-1 人	-2 人	

付表

(単位：人)

地域	経由領事館の名称		内訳		
	経由領事館の名称	国名等	男	女	計
アジア	在タイ日本国大使	タイ王国、台湾	4人	0人	4人
	在釜山日本国総領事	大韓民国	0人	1人	1人
	在中華人民共和国日本国大使	中華人民共和国	1人	0人	1人
	在広州日本国総領事	中華人民共和国	2人	0人	2人
	在フィリピン日本国大使	フィリピン共和国	1人	0人	1人
	在マレーシア日本国大使	マレーシア	0人	1人	1人
	在ベナン日本国総領事	マレーシア	0人	1人	1人
	小計		8人	3人	11人
北米	在アメリカ合衆国日本国大使	アメリカ合衆国	1人	1人	2人
	在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	1人	3人
	在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	0人	2人
	在ナッシュビル日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在ニューヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在ロサンゼルス日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在トロント日本国総領事	カナダ	1人	0人	1人
	小計		6人	6人	12人
中南米	在クリチバ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	0人	1人	1人
	在サンパウロ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	4人	1人	5人
	小計		4人	2人	6人
欧州	在デュッセルドルフ日本国総領事	ドイツ連邦共和国	1人	1人	2人
	在フランス日本国大使	フランス共和国	1人	1人	2人
	在ポルトガル日本国大使	ポルトガル共和国	1人	0人	1人
	在アイルランド日本国大使	アイルランド 英国	0人	1人	1人
	小計		3人	3人	6人
アフリカ	在ギニア日本国大使	ギニア共和国	0人	1人	1人
	小計		0人	1人	1人
	合計		21人	15人	36人

## 選挙権を有する者の50分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、973である。

令和4年9月1日

みよし市選挙管理委員会

委員長 ○ ○ ○ ○

(参考)

※ 登録者数

$$48,612人 \div 50 = 972.24 \\ \approx 973 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第74条第1項 条例の制定又は改廃の請求
- ・ 同 第75条第1項 監査の請求

前回選挙時登録（令和4年6月21日）

※ 登録者数

$$48,674人 \div 50 = 973.48 \\ \approx 974 \text{ (小数点切り上げ)}$$

## 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、16,204である。

令和4年9月1日

みよし市選挙管理委員会

委員長 ○ ○ ○ ○

(参考)

### ※ 登録者数

$$48,612人 \div 3 = 16,204$$

- ・ 地方自治法第76条第1項 議会の解散請求
- ・ 同 第80条第1項 議員の解職請求
- ・ 同 第81条第1項 長の解職請求
- ・ 同 第86条第1項 主要公務員（副市長、選挙管理委員、監査委員等）の解職請求
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項 教育委員会の教育長又は委員の解職請求

前回定時登録（令和4年6月21日）

### ※ 登録者数

$$48,674人 \div 3 = 16224.66$$
$$\approx 16225 \text{ (小数点切り上げ)}$$